

第 1530 回 3 月第二通常例会

令和 6 年 3 月 26 日（火）に金沢ニューグランドホテルにおきまして第 1530 回通常例会が開催されました。



細川会長の冒頭の挨拶では、先日、地区アラート委員長長の堀岡昭夫 L.のご指導のもと令和 6 年能登半島地震の被災者に炊き出しを 3 か所で計 2 回行いました。直接、被災者の方々に触れ合う良い機会を与えてもらいました。参加された皆様にも感謝を申し上げますと述べられました。

最近、暗いニュースが多い中、大相撲春場所では、尊富士が 110 年ぶりの新入幕優勝を果たしました。初土俵から 10 場所での初優勝は史上最速記録になります。また、北陸新幹線が敦賀まで延伸し開業されたといった明るい話題もありました。

本日は、前回と同様に住宅の話をしたと思います。優れた住宅には、「機能」「美観」「構造」の 3 つのバランスが大切です。「構造」については、人の生命・財産を守るうえで大切です。「美観」については、有名な建築家の一人である安藤忠雄氏は、自分の設計に対し「機能」があまり良くないと言っていました。モノユメント的な建築物は大切だと思います。「機能」とは、便利さや使い易さのことです。最近、高気密・高断熱・計画換気が注目されています。地球環境からも大切なことですが、詳しく話すと長くなるのでまたの機会にしますと述べられて挨拶を終えられました。



各種報告 P R 事項では、地域環境委員長長の嶋崎隆之 L.から 3 月 17 日(日)に行われた、卯辰山マナーアップ清掃活動についての報告がありました。当日は曇り空で少し肌寒い日でしたが、金沢東ライオンズクラブから 10 名が清掃活動に参加して頂きました。

金沢市長の挨拶のあと、卯辰山相撲場から見晴らし台まで清掃活動を行いましたと報告していただきました。また、同じく嶋崎隆之 L.から 4 月 23 日(火)の早朝例会の前に行われる卯辰山清掃への参加依頼がありました。

本日のメンバースピーチは、税理士法人サクセスブレインの社員税理士である、村上博丈 L.から「災害時の税務対応」についてと題してスピーチして頂きました。



令和 6 年能登半島地震の税務対策として、申告書の提出期限の延長があります。現在、石川県と富山県を納税地にする法人の確定申告と個人の確定申告の期限が届出なしで延長されています。

税務調査に関しては、七尾、輪島税務署管轄の法人・個人の新規の税務調査は当面なさそうですが、金沢税務署管轄の税務調査については、1 月分は延期されましたが、4 月以降は再開されます。

被害にあわれた方の税務については、雑損控除があります。原則は令和 6 年分に適用ですが、令和 5 年分に遡って控除が可能で、控除しきれない金額は 5 年間繰り越すことができます。同様に、災害減免法として、住宅や家財について甚大な被害を受けた時は所得金額に応じて、所得税の減免・免除を受けることができます。義援金に関しては、受取側は社会通念上相当と認められるものか、寄付する側は相手先が問題となり、また活用できる制度があるなど役に立つ話をスピーチしていただきました。

今回の例会では、メンバースピーチの後に、



細川会長の指揮のもと選抜高校野球の行進曲である「栄冠は君に輝く」に合わせて恒例の「足踏み運動」が行われました。



最後にテールツイスターの永野琢也 L.が登場しました。永野 L.が、学生時代に学んだ心理学の「リングルマン効果」「傍観者効果」「ツァイガルニック効果」「カリギュラ効果」についてお話して頂きました。そして、ドネーションの発表をしていただいて第

1530 回通常例会は終了しました。

(記事：L.中村吉興計画委員長)